

標題

マルタ籍の貨物船における船体放棄操練及び火災操練の実施間隔に関する件

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0534
発行日 2003年7月8日

各位

今般、マルタ政府から船体放棄操練及び火災操練の実施間隔に関し、以下のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

1974年 SOLAS 1996年改正の第III章 第19規則 3.2に関し、マルタ籍の貨物船における船体放棄操練及び火災操練は2週間に1度実施されること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 材料艀装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。